

令和4年度桶川市保育施設入所基準調査表

【基本指数】

児童名()

入所基準								指数			
								父	母		
1	就労・就学*1	昼間就労(就学)していることを常態としていること。 算出方法:1か月の合計就労時間数÷20日=1日平均時間(就労時間は、始業から終業までの休憩時間を含めた時間とする。)	3時間以上	4時間以上	5時間以上	6時間以上	7時間以上	8時間以上			
			4	5	7	9	11	12			
			自宅と同一住所							0	0
			市内・近隣市町(上尾市/北本市/鴻巣市/蓮田市/久喜市/白岡市/川越市/伊奈町/川島町/吉見町)または勤務地不定							1	1
		上記以外							2	2	
		単身赴任(上記の就労地加算なし)							3	3	
2	出産	産前産後各8週間								8	
3	疾病	居宅外療養							13	13	
		居宅内療養							12	12	
	障害	手帳所持(身障1・2級、療育A、精神1級)							12	12	
		手帳所持(上記以外)							10	10	
4	介護・看護	同居の親族の重度者介護(要介護3~5等)							7	7	
		同居の親族の軽~中度者介護(要支援1・2または要介護1・2等)、同居の親族の看護							5	5	
5	災害	家屋の復旧にあたっているなど							13	13	
6	求職活動	生計の中心者							5	5	
		上記以外							1	1	
7	虐待等	児童虐待の防止等に関する法律に規定する児童虐待のおそれがある							市長が認める指数		
		配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に規定する配偶者からの暴力により児童の保育を行うことが困難である							市長が認める指数		
8	その他	市長が認める状況							市長が認める指数		
9	ひとり親	父子・母子世帯(死別、離婚*2、離婚を前提とした別居*3により、児童の父又は母がいない世帯又は、未婚のひとり親世帯)							25	25	

【調整指数】

区分	内容	指数	区分	内容	指数
家庭状況	生活保護受給世帯	1	保育状況	育休復帰 (入所希望日の属する月の末日までに産後休暇及び育児休業が終了する場合は加算する。)	4
	同一世帯に子ども(18歳未満)が3人以上いる	1		特定教育・保育施設又は特定地域型保育施設等を利用している児童が年齢到達により当該施設を卒園し、引き続き他の保育施設への入所を希望する場合	4施設以下の場合
保育士等	市内特定教育・保育施設、特定地域型保育施設、放課後児童健全育成事業に勤務又は従事する者(内定を含む)	5			5施設以上の場合
	市内私立幼稚園に勤務する者(内定を含む)	2			
兄弟姉妹等	兄弟姉妹で同時に入所の申請があった場合	兄弟姉妹同時入所希望 ①同施設のみ ②別施設も可	①	転入前の市区町村で特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用しており、引き続き他の保育施設への入所を希望する場合	2
		※年齢的に同時入所可能な希望施設が5つ以上ある場合のみ	②		
	在園児の兄弟姉妹がいる場合(在籍児が卒園する場合を除く。)	兄弟姉妹が市内の特定教育・保育施設又は特定地域型保育施設を利用している(在園児が2号・3号に限る)	1		
兄弟姉妹が利用している市内の特定教育・保育施設又は特定地域型保育施設への入所を希望する場合(在園児が2号・3号・新2号に限る)	5	市長が認める状況			

※年度内に空きが見込まれる施設がある場合のみ、市外在住者も入所の可能性があります。

※同指数の場合の優先順位は、裏面のとおりとします。

※利用者負担額(保育料等)の滞納がある場合は、上記によりません。

*1...就学とは、学校教育法に規定する学校、専修学校等または職業訓練校に通学のこと。

*2...離婚とは、戸籍の届出がされておらず、かつ世帯を分離し、かつ別居している状況をいう。

*3...離婚を前提とした別居とは、調停中又は裁判中であり、その事実を証明する書類の提出があった場合とする。

特記事項	調査日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	父指数			
	母指数			
	調整指数			
	合計指数			
	変更理由			

同指数の場合の優先順位は、次のとおりとする。

- (1) 市内在住(転入予定を含む)
- (2) 保護者または児童が障害を有する
- (3) ひとり親世帯(同居なし)
- (4) 基本指数が高い
- (5) 同一世帯の小学6年生までの児童の人数が多い
- (6) 1か月間の合計就労時間が長い
- (7) 両祖父母が不在または市外に在住している
- (8) 入所待機期間が長い